

特集

2011年分所得税 確定申告の手引き

税制改革の動き

みのり税理士法人 公認会計士・税理士

上野 精一

民主党政権下での税制改正

筆者は、2年前の歯科保険医新聞に2010年度税制改正大綱に関して寄稿したが、誕生したばかりの民主党鳩山政権が、官僚ではなく国民から選挙で選ばれた政治家が国の方向性を決めるという新しい方法論を採ることや、税制改正に際しても与党と政府の税制調査会の機能を一元化し、政治家で構成される税制調査会を政府に設置し、税制改正プロセスの透明化を図っていたことなど大

この間の税制改正の経緯

2011年度税制改正には複雑な経緯があった。10年末に大綱が閣議決定され、翌11年1月に当初税法案が国会に提出されたが、「ねじれ国会」の下で3月の年度末に成立できず、「つなぎ法」で期限を6月末まで延長し、11年度税制改正法案を事実的に「税制整備法案」と「税制構築法案」に区分し前者が6月、後者が11月に成立した。

社会保障・税一体改革素案の内容

消費税の税率引上げに際しては、民主党内での議論が紛糾したが、与野党協議の材料となり税制抜本改革の大綱が策定されるベースとなる上記「社会保障・税一体改革素案」では、消費税率を2014(平成26)年4月から8%、15(平成27)年10月から10%とする段階的引上げの方向が示された。同時に事業者免税点制度、簡易課税制度の見直しを行うとしている。

国家予算と税制改正

政府は昨年末、一般会計総額で約90・3兆円となる2012(平成24)年度予算案を閣議決定した(図参照)。当初予算としては6年ぶりに前年度を下回るが、別枠として、東日本大震災の復旧・復興費用3・8兆円(特別会計)のほか、基礎年金の1/2の国庫負担財源2・6兆円を将来

は、11(平成23)年度税制改正事項がそのまま抜本改革において15(平成27)年1月1日以降の相続等から実現されることになる。相続税に関しては、基礎控除引下げを中心とする課税ベースの拡大と、税率構造の見直し等による再分配機能の回復が目されている。

確定申告 個別相談会のご案内

期間 2月28日(火)～3月13日(火)
時間帯 相談者ごとに2時間 事前予約制です
①10時～ ②13時～ ③15時～
ご予約はお電話で協会(06-6568-7731)まで
※医業以外の所得(不動産、譲渡等)がある場合は、必ずお申し出ください。
会場 保険医会館3階会議室
担当 協会顧問税理士団
会費 基本2万円
※医業以外の所得や複数人数分のご相談には別途費用が生じます。
※持参していただく資料については電話予約時にお伝えします。

今年も確定申告の時期になりました。昨年は東日本大震災、そして集中豪雨による水害など自然災害に痛めつけられた一年でした。幸いにして大阪は大きな被害を免れましたが、日本の復興のためには大阪が元気でなければなりません。大阪維新の会の独裁的手法で大阪が元気になっていくのか疑問です。協会は会員の先生方の経営を守り、府民に良質な歯科医療が提供できるように活動しています。



医院経営を守る 税制・税務行政の改善を

経税部長 冨本 昌之

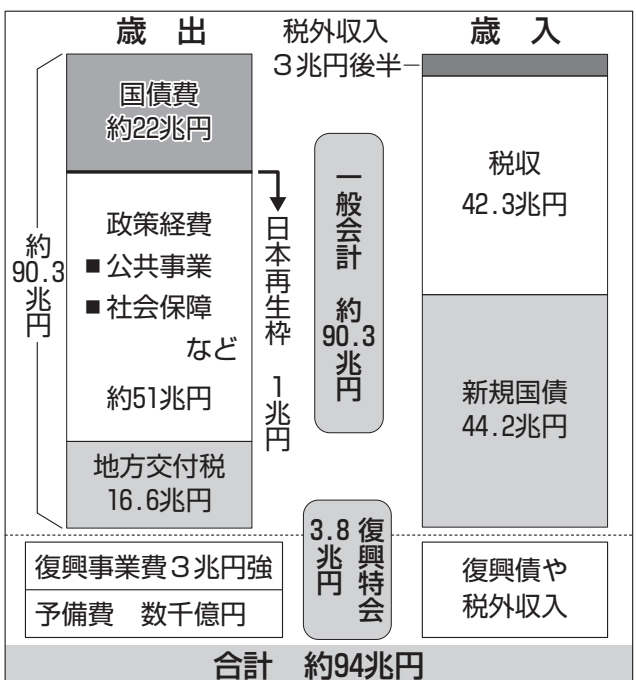
いま最も懸念されることは、税と社会保障の一体改革と称して患者負担の増大と庶民増税を一気にすすめることにあることです。消費税を10%に増税すれば、景気を一気に

悪くなりました。協会・保連が要望し続けてきた納税者の権利を保障するための条項は盛り込まれず、国税当局にとって都合のよい税務行政が執行

格差が拡大していきま

歯科業界は長時間労働でやりくりをしている状態です。医院経営を安定させ、医療従事者の雇用条件を改善し、患者によりよい医療を提供するために、医療行政、税務行政の改善を求めてしっかりと運動をすすめてまいります。

図 2012年度予算案の大枠



「飛ばし」と変わらなず、見方を変えれば消費増税のトリガーと考